

## 茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、本市の区域内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された私立保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により設置された私立幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第1項の規定により認定された私立保育所型認定こども園、茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第24号）第29条に規定する小規模保育事業A型、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業、児童福祉法第59条の2第1項による届出を行った認可外保育施設（同法第6条の3第11項に掲げる事業を目的とする施設を除く）、（以下「保育所等」という。）が実施する送迎用バスに安全装置（置き去り防止を支援する機能を有し、かつ、国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に定める性能基準を満たしているものをいう。以下同じ）を設置する事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、保育所等が実施する国の令和4年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分））交付要綱に定める保育環境改善等事業（安全対策事業のうち送迎用バスの安全装置の設置を行う事業）に定める要件を満たす事業とする。

### (補助金対象経費及び補助額)

第3 補助対象、補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置する安全装置の機能及び費用が確認できる資料
- (3) 収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更の申請)

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第4に準じて決定の内容を変更し、茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書(内訳が分かるものに限る。)

(2) 収支決算書

(3) 設置する安全装置の機能及び費用が確認できる書類

(補助金額の確定等)

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金確定通知書(様式第6号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助事業により安全装置が導入され、当該導入に係る費用を支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合にあつては、3月末日)までに(やむを得ない理由があると市長が認める場合にあつては、市長が定める期日までに)、茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類(第12及び第13において「帳簿等」という。)を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けたものは、帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金交付の条件)

第15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了

後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

	種別	補助対象	補助額
1	<p>保育所等における送迎用バス安全装置設置補助事業</p>	<p>&lt;対象経費&gt;</p> <p>保育所等における送迎用バス安全装置設置補助事業（保育環境改善等事業（安全対策事業））を実施するために必要な安全装置の購入費（安全装置の運搬費、安全装置の設置・据え付け費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用（装備の導入に伴うバスのリースや委託費の追加費用をいう。）</p> <p>※安全装置は、国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に定める性能基準を満たしているもの。</p> <p>※送迎用バス1台につき装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</p> <p>&lt;対象車両&gt;</p> <p>通園・通学のために運行する自動車（2列シート以下の自動車、常時2列目までしか使用しない自動車を除く。）</p>	<p>保育所等ごとに補助対象経費の実支出額と175,000円を比較して少ない方の額とする。</p>

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付申請書

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金の交付を次のとおり申請します。

施 設 名		
	補助対象事業	金 額（申請額）
	保育所等における送迎用バス安全装置設置補助事業	円
添付書類 (1) 事業計画書 (2) 設置する安全装置の機能及び費用が確認できる書類 (3) 収支予算書		

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
団 体 名  
代表者名

様

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金は、  
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円



様式第4号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
団 体 名  
代表者名

様

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 交 付 決 定 額     | 円 |
| 2 変 更 増 減 額     | 円 |
| 3 変 更 交 付 決 定 額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 領収書（内訳が分かるものに限る。）

(2) 収支決算書

(3) 設置する安全装置の機能及び費用が確認できる書類

様式第6号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第7号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

団 体 名

代表者名

㊞

茨木市保育所等送迎用バス安全装置設置補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

施 設 名		
補助対象事業	金 額（請求額）	
保育所等における送迎用バス安全装置設置補助事業		円